

# 北海道チャンピオンシップ協会中学部 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本団体は「北海道チャンピオンシップ協会中学部」（以下「HCAJ」という）と称する。

### 第2条（目的）

HCAJは、北海道内の中学生を対象に軟式野球の大会・選抜事業を通じて、健全な心身の育成、技術向上、フェアプレー精神の醸成、地域貢献を目的とする。選手・指導者・保護者の三位一体による育成環境の構築を目指す。

### 第3条（活動内容）

HCAJは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 中学生軟式野球大会の開催
2. 選抜選手の選考および育成事業
3. 指導者・関係者への研修・講習会の実施
4. 地域・全国・国際大会への派遣
5. その他、本協会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

### 第4条（構成）

HCAJは、北海道内の中学生軟式野球クラブチームおよびそれに準ずる団体の加盟をもって構成する。

### 第5条（加盟）

加盟を希望する団体は、所定の申請手続きをおこない、常任理事会の承認を得るものとする。

### 第6条（除名）

加盟団体が規約違反または協会の信用を著しく損なう行為を行った場合、常任理事会の議決により除名することができる。

### 第7条（退会）

1. 加盟団体は、退会を希望する場合、退会届を協会本部長宛に提出しなければならない。
2. 退会届には、退会理由、提出日、代表者署名を明記すること。
3. 退会は、退会届の受理をもって正式に承認される。ただし、年度途中の退会であっても、納入済みの年間登録費・大会参加費等の返金は行わない。
4. 退会後に再加盟を希望する場合は、新規加盟申請と同様の手続きを経るものとする。
5. 退会後に、協会の信用・安全を損なう行為が判明した場合、再加盟を制限することがある。

## **第3章 組織構成**

### **第8条（組織構成）**

HCAJ は、以下の機関および部門をもって構成する。

#### **1. 総会**

加盟団体の代表者およびそれに準ずる者をもって構成される意思決定機関。規約改定、役員承認、予算・事業計画の決定を行う。

#### **2. 常任理事会**

北海道チャンピオンシップ協会代表、HCAJ 運営本部長、総務部長、財務部長をもって構成され、HCAJ の運営・事業執行を担う中心機関。大会運営、選抜事業、広報、財務などを統括する。

#### **3. 理事会**

理事会は、HCAJ 常任理事及び加盟団体の代表者およびそれに準ずる者をもって構成され、総会に付議すべき事項の審査・承認を行う。

#### **4. 審判部**

大会・選抜事業における審判業務を統括・実施する部門。審判員の選定・育成・配置、競技規則の統一・講習会の実施などを担う。審判部長は理事の中から本部長が任命する。

#### **5. コンプライアンス委員会**

・コンプライアンス委員会は、HCAJ の活動における法令遵守、倫理的行動、ハラスマント防止、個人情報保護等に関する監督・助言を行う機関である。

・委員会は、常任理事会が推薦する委員若干名で構成され、外部有識者を含むことができる。

・委員会は、HCAJ 内の不適切な行為や通報案件について調査・審議し、必要に応じて理事会または常任理事会に報告・勧告を行う。

・委員会は、HCAJ 内の不適切な行為や通報案件について調査・審議し、必要に応じて理事会または常任理事会に報告・勧告を行う。

・通報は、協会が指定する通報窓口（電子メール・フォーム等）を通じて受け付けるものとし、匿名での通報も可能とする。

・委員会の運営に関する細則は、別途定める。

#### **6. 監事**

監事は、年 1 回以上会計監査を行い、総会に報告する。

#### **7. その他、必要に応じて設置される部門**

必要に応じて、広報部、安全管理部、教育・研修部、表彰・記録部などを設置することができる。設置・廃止は常任理事会の決議による。

## **第4章 役員(常任理事・理事・審判部)**

### **第9条（常任理事の構成と役職）**

#### **1. 常任理事は、HCAJ の運営を円滑かつ効果的に行うため、以下の役職をもって構成する。**

- ① 運営本部長
- ② 総務部長
- ③ 財務部長
- ④ その他、HCAJ の事業運営上必要と認められる役職

2. 常任理事の定数は、原則として 6 名以内とする。ただし、事業の拡大や組織の必要に応じて、常任理事会の承認を経て増員することができる。
3. 各常任理事は、担当部門の統括責任者として、常任理事会における審議・執行に参画し、必要に応じて理事会および総会に報告を行うものとする。
4. 常任理事の選任は、北海道チャンピオンシップ協会代表の推薦に基づき常任理事会の承認をもって行う。
5. 常任理事の役割
  - ①年間事業計画の立案・調整
  - ②予算案、決算案の作成
  - ③大会運営や選抜事業の統括
  - ④指導者育成や安全対策の方針決定
  - ⑤組織方針・広報戦略の策定
  - ⑥スポンサー・支援企業との調整
  - ⑦理事会の議長補佐や専門委員会等の主導

#### 第 10 条（理事の構成及び役職）

1. 理事は、HCAJ の意思決定および監督機能を担う役員とし、加盟団体の代表者およびそれに準ずる者をもって構成する。
2. 理事には、以下の役職を置くことができる。
  - ①地域理事（道央・道南・道北・道東）
  - ②専門部会別理事（教育・安全・技術・広報・記録・選抜・監事・コンプライアンス 等）
  - ③その他、協会の事業運営上必要と認められる役職
3. 理事の定数は、原則として 30 名以内とする。ただし、加盟団体数の増加や事業拡大に応じて、常任理事会の承認を経て増員することができる。
4. 理事は、理事会に出席し、HCAJ の基本方針、規約改定、役員承認、事業報告等に関する審議・承認を行う。
5. 理事の選任は、加盟団体からの推薦をもとに、常任理事会の審査を経て総会で承認される。
6. 理事の役割
  - ①所属地域やクラブの代表として意見を反映
  - ②大会運営の現場支援（審判・会場管理など）
  - ③広報活動への協力
  - ④理事会での議決参加
  - ⑤常任理事が担う業務の補佐・協力

#### 第 11 条（審判部の構成と役割）

1. HCAJ は、競技の公正かつ円滑な運営を図るため、以下の役職をもって審判部を設置する。
  - ①審判部長：1 名
  - ②副審判部長：1 名
2. 審判員の選定・育成・配置及び競技規則の統一・周知を行い、常任理事会の指導のもとに活動する。
3. 競技の公正な運営を確保するため、審判員の育成・配置・講習会の実施等を行う。

#### 第 12 条（顧問）

1. HCAJ に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、常任理事会の推挙により運営本部長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、運営本部長の諮詢に応ずる。

4. 顧問には、地域の教育・スポーツ・行政分野の有識者を委嘱することができる。

#### 第 13 条（役員の任期）

1. 各役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、補充しその任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 14 条（役員の責務および解任）

1. 役員は、本規約および協会の方針に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
2. 役員は、協会の信用・安全・健全な運営を損なう行為をしてはならない。
3. 役員が以下のいずれかに該当する場合、理事会の議決により解任することができる。
  - ① 本規約または関連規定への重大な違反
  - ② ハラスメント、差別、暴力行為など倫理規定に反する行為
  - ③ 協会の名誉を著しく毀損する言動
  - ④ 職務怠慢または職務遂行能力の著しい欠如
4. 解任にあたっては、当該役員に対し事前に説明の機会を設けるものとする。
5. 解任された役員は、以後の役職推薦・選任に制限を受けることがある。

### **第 5 章 会議体**

#### 第 15 条（総会）

1. 総会は、北海道チャンピオンシップ協会代表・HCAJ 常任理事・加盟団体の代表者およびそれに準ずる者をもって構成する。
2. 総会は、次の事項を審議・決定する。
  - ① 規約の制定および改定
  - ② 役員の承認
  - ③ 年間事業計画および予算の承認
  - ④ 会計報告および監査報告の承認
  - ⑤ その他、本協会の運営に関する重要事項
3. 総会は、年 1 回開催するものとし、本部長が招集する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

#### 第 16 条（常任理事会）

1. 常任理事会は、北海道チャンピオンシップ協会代表、HCAJ 運営本部長、総務部長、財務部長をもって構成する。
2. 常任理事会は、本協会の運営に関する以下の事項を審議・決定する。
  - ① 大会・セレクション等の事業計画と実施
  - ② 広報・渉外・安全管理等の実務調整
  - ③ 加盟団体の承認・除名
  - ④ 役員の推薦
  - ⑤ その他、協会運営に必要な事項
3. 常任理事会は、必要に応じて隨時開催する。
4. 常任理事会の決定事項は、理事会に報告する。

#### **第 17 条（理事会）**

1. 理事会は、HCAJ 常任理事及び加盟団体の代表者およびそれに準ずる者をもって構成する。
2. 理事会は、常任理事会からの報告を受け、以下の事項を承認・監督する。
  - ① 規約の改定
  - ② 年間予算の承認
  - ③ 役員の承認
  - ④ その他、協会の基本方針に関する事項
3. 理事会は、年 1 回以上開催する。

### **第 6 章 会計**

#### **第 18 条（会計年度）**

本協会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

#### **第 19 条（会費）**

加盟団体は、理事会で定める年会費を納入するものとする。

#### **第 20 条（監査）**

監事は、年 1 回以上会計監査を行い、総会に報告する。

### **第 6 章 附則**

#### **第 21 条（規約の改定）**

本規約の改定は、常任理事会の議決を経て総会で承認された場合に限り有効とする。

#### **第 22 条（施行）**

本規約は 2026 年 1 月 1 日から施行する。